

～介護支援専門員の登録申請、介護支援専門員証の交付申請、登録事項の変更届出に、住民票の写しの添付が原則不要となります～

平成25年4月1日から、県内にお住まいの申請者の住所や氏名の確認を住民基本台帳ネットワークシステムで行うことにより、介護支援専門員の登録申請、介護支援専門員証の交付申請及び登録事項の変更届出に住民票の写しの添付が原則不要となります。

1 変更となる事務の概要

介護支援専門員の登録申請、介護支援専門員証の交付申請、登録事項の変更届出について、これまでは住民票の写しの提出により住所等の確認を行っていましたが、今後は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して確認を行います。

2 必要書類について

住民票の写しの提出が不要になります。（県外に住民票がある場合は、これまでのとおり住民票の写しが必要です。）

なお、登録事項の変更届出で、氏名を変更する場合は、これまでのとおり戸籍抄本が必要です。

3 お問い合わせ

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県健康福祉部保険指導課

電話 043-223-2387

FAX 043-221-5769